

報告3号

長野市鬼無里地区小規模特認校就学特例制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、神城断層地震により被災した長野市立鬼無里小学校及び長野市立鬼無里中学校において、特色ある教育活動の推進を図ることにより、学校教育の活性化及び児童生徒の個性や能力の一層の伸長に資するため長野市立鬼無里小学校及び長野市立鬼無里中学校を小規模特認校として小規模特認校就学特例制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 小学校に就学する児童をいう。
- (2) 生徒 中学校に就学する生徒をいう。
- (3) 保護者 親権者、未成年後見人その他の現に児童又は生徒を監護する者をいう。
- (4) 小規模特認校就学特例制度 長野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年長野市教育委員会規則第4号）に定める通学区域（以下「指定通学区域」という。）を弾力的に運用し、児童及び生徒が指定通学区域外にある小規模特認校に就学することができる制度をいう。

(対象者)

第3 小規模特認校就学特例制度により小規模特認校に就学することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童又は生徒とする。

- (1) 小規模特認校への就学を開始する日において市内に住所を有し、かつ、当該住所に係る指定通学区域である学校が小規模特認校でないこと。
- (2) 児童及び生徒並びにその保護者が、小規模特認校が定める学校目標、グラウンドデザイン等の内容を理解し、小規模特認校への就学について意欲があること。
- ~~(3) 小規模特認校への通学に関する費用及び責任は、保護者が負うこと。~~
- (4) 小規模特認校への通学に要する時間がおおむね1時間以内であること。
- (5) 小規模特認校への就学を開始した日の属する年度の3月31日までの間、小規模特認校に在学すること。ただし、保護者の転勤その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(就学日及び就学期間)

第4 小規模特認校に就学する日は、原則として毎年度の4月1日とする。

2 小規模特認校に就学できる期間は、就学の日から当該年度の3月31日までの間とする。

(受入学年及び受入人数)

第5 小規模特認校就学特例制度により小規模特認校への就学を受け入れる学年及び当該学年で受け入れる人数（以下「受入人数」という。）は、小規模特認校の児童生徒数及び施設環境等を勘案し、小規模特認校ごとに、第4第1項に規定する就学日の属する年度の前年度に教育長が定める。

2 長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、小規模特認校への就学を希望する児童及び生徒の数が受入人数を超えるときは、公開抽せんにより小規模特認校に就学する児童及び生徒を決定するものとする。ただし、小規模特認校就学特例制度により当該年度において現に小規模特認校に就学をしている者が、翌年度も継続して当該小規模特認校への就学を希望する場合は、新規に就学を希望する者よりも優先して就学を認めることとする。

（申請）

第6 小規模特認校就学特例制度により小規模特認校への就学をしようとする児童及び生徒の保護者は、教育長が定める日までに、小規模特認校就学許可申請書（様式第1号）に在学する小学校又は中学校の校長の意見書（様式第2号）を添えて、就学を希望する小規模特認校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定は、当該年度の翌年度に小学生となる者の保護者が小規模特認校就学特例制度に基づき小規模特認校である小学校への就学に係る申請書を提出する場合について準用する。この場合において同項中「在学する小学校又は中学校の校長の意見書（様式第2号）」とあるのは、「教育委員会が別に定める書類」と読み替えるものとする。

（就学の可否の決定等）

第7 教育委員会は、第6の規定による申請書等を受理したときは、就学の可否を決定し、小規模特認校への就学を許可する場合にあっては就学許可通知書（様式第3号）により、小規模特認校への就学を許可しない場合は就学不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、小規模特認校への就学を許可をしたときは、就学指定校変更通知書（様式第5号）により当該小規模特認校及び指定通学区域の学校の校長に通知するものとする。

（変更に伴う届出）

第8 小規模特認校に就学する児童の保護者は、就学許可通知書の記載内容に変更が生じたときは、就学許可通知記載事項変更届（様式第6号）を、就学している小規模特認校の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成29年長野市教育委員会告示第3号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

2 小規模特認校就学特例制度による小規模特認校への就学に係る受入学年及び受入人数の決定その他の手続は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則（令和3年長野市教育委員会告示第1号）
この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

附 則（令和5年長野市教育委員会告示第 号）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金の対象通学区域等の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市立小中学校児童・生徒遠距離通学費助成金交付要綱（平成7年長野市告示第201号。以下「要綱」という。）第4ただし書に規定する学校の統廃合等により市長が特に必要と認める場合について定めるものとする。

(助成金の対象通学区域等)

第2 要綱第4ただし書に規定する学校の統廃合等により市長が特に必要と認める場合は、学校までの通学距離が片道おおむね小学校で4キロメートル以上又は中学校で6キロメートル以上（豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）に定める豪雪地帯においては、小学校で2キロメートル以上又は中学校で3キロメートル以上）の要件を満たし、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該距離要件については、地域の地理状況等によってはこの限りではない。

- (1) 要綱別表に定めのない通学区域から、学校教育課が指定する区域内の学校に通学する児童・生徒で、公共交通機関を利用して通学する場合。
- (2) 要綱別表に定めのない通学区域から、学校教育課が指定する区域内の学校に通学する児童・生徒で、学校、地元等との協議の結果、保護者による自動車での送迎に対する助成金の交付を認めた場合。
- (3) 教育的配慮を理由とした指定校変更の認定を受けた児童・生徒で、次のいずれにも該当する場合。
 - ア 就学援助による通学費の援助を受けていないこと。
 - イ 保護者の送迎による通学が困難で、通学に公共交通機関を利用していること。
 - ウ 指定校変更の申請時に公共交通機関の利用を申し出ていること。
- (4) 長野市鬼無里地区小規模特認校就学特例制度実施要綱に基づき、就学を許可された児童・生徒で、公共交通機関を利用して通学する場合。

(助成金の額)

第3 助成金の額は、次に掲げる基準により交付する。

- (1) 第2(1)、(3)、(4)の場合、助成金の額は経費の全額とする。
- (2) 第2(2)の場合、助成金の額は長野市職員等の旅費支給条例（昭和41年長野市条例第27号）第13条に規定する車賃の額を準用した額とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。